

寄せられた意見に対する審議会の考え方

各質問に寄せられた意見の内容が多岐にわたるため、質問毎ではなく、中間とりまとめに記載した内容に大別して回答しました。

審議会の考え方は、以下のように区分しています。Cについては、今後横浜市環境影響評価条例の改正等を行うにあたり所管部署で検討を進め、Dについては、制度運用の中で検討を行うべきものと考えます。Gについては、関連施策の所管部署に検討するよう伝えます。

《審議会の考え方の区分》

区分	考え方
A	ご意見を参考に、答申にあたり追記しました。
B	答申に既に記載されていることを説明しました。
C	横浜市が、制度の具体的な検討の際に参考とします。
D	横浜市が、環境影響評価制度を運用するにあたって参考とします。
E	ご意見に対する審議会の考えを説明しました。
F	環境影響評価制度の目的等を説明しました。
G	環境影響評価制度以外の施策に関するご意見としました。
H	その他（ご意見として承る。）

《目次》

1	早い段階からの環境配慮	1
(1)	事前配慮の導入	
(2)	戦略的環境アセスメント制度（SEA）について	
(3)	その他	
2	環境影響評価の審査等の手続	4
(1)	方法書の手続	
(2)	準備書及び評価書の手続	
(3)	事後調査の手続	
(4)	その他	
3	対象とする事業	8
(1)	高層建築物の建設	
(2)	電気工作物の建設	
(3)	廃棄物処理施設の建設	
(4)	その他	
4	環境影響評価項目及び環境影響配慮項目	13
5	その他環境影響評価制度に関する事項	16
(1)	長期間未着手事業等の取扱い	
(2)	都市計画手続との調整等	
(3)	図書等の電子化	
(4)	審査会	
(5)	予測評価	
(6)	制度の広報	
(7)	その他	
6	環境影響評価法等との関係	24
7	その他	24
(1)	中間とりまとめ・アンケート等に関すること	
(2)	他制度等に関すること	
(3)	その他	

■ 1 早い段階からの環境配慮

(1) 事前配慮の導入

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
1-1	計画の構想の段階から地域の方に公開すると共に、意見をあつめる手段が活かされていると思いました。時間はかかりますが、一つのことを事業主と住民等で形をつくるものだと思います。	中間とりまとめに対する賛同のご意見として承りました。	H
1-2	計画案及び環境に配慮した内容の公表		
1-3	公表することを第一に		
1-4	民間事業について、方法書公告よりもどの程度早い段階で事業の計画案を公表することができるか疑問。条例に組み込んだ場合、どの程度の期間を要するのか示した上で、民間事業者に対するヒアリングを行うなどして検討した方がよいのではないかと。あるいは、市の事業に限定して試行したらどうか。	「事業計画が確定していない計画立案段階で行われることを踏まえ、環境配慮に関する市民意見の取り入れ方や専門家の関与等の手続、事業計画の立案段階で配慮すべき事項について、効率性にも留意して十分検討する必要がある。」旨、新たに答申に記載しました(答申 P3「事前配慮の導入」の実線枠内 4行目)。なお、ご意見は今後横浜市が具体的に手続を検討する際の参考として承りました。	A C
1-5	市民からの環境情報は確かに重要だが、その環境情報も玉石混交の可能性があると思う。環境情報の取捨選択を行うことにも留意する必要があると思う。(誰が取捨選択を行うのかといった課題はあるにせよ)。		
1-6	事業計画の立案段階での公表や専門家への意見聴取については、環境省「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」においても、民間事業者の取扱いとして、SEA導入による権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれに対する配慮が必要である旨記載されているように、公共と民間の違いを無視して、一律に早い段階での手続を義務づけることは適当ではないと考える。		
1-7	手続きの効果を維持するには、実際に手続を行う事業者が実行可能なものである必要があるが、検討部会では事業者の視点からの検討がなされていないことから、事業者の実行可能性への配慮が必要と考える。 例えば、方法書段階の前段で環境配慮計画書の提出・公表が提案されているが、民間事業者にとって事業計画の立案段階はまさに経営戦略の範疇であり、重要情報・ノウハウ開示の問題等もあることから、全ての事業に一律に適用することは適切ではないと考える。		
1-8	事業の企画段階で案を市民に公表し、市民参加の検証を経て、集約した市民意見と事業者の見解とを専門的知見を含めて討論し、方法書にとりまとめて、市民の縦覧に供し、事業者は説明会を開いて意見や質問等を受ける。		
1-9	事前配慮の導入は結構だが、「立案」とはいかなるレベルかが今後の課題と思われる。 事前配慮から方法書レベル		
1-10	中立的に物事を判断できる専門家に、早めにダイレクトな意見を聞くことができるのであれば、有益だと思います。現状では、一般の市民から情報を得ることで、中立的で有用な情報(それが出来れば一番よいとは思いますが)を得ることは難しいと思います。逆に計画案を公表することに対して、事業者側が身構えることとなり、詳しい情報が出てなくなることを懸念します。		

1-11	事業計画の早期段階で市民に公開するのは偏見による市民運動等がおこり公平な評価が得られない可能性がある。 早期段階では非公開による各方面の専門家と事業者が自由に意見を交換できる場が必要である。いきなり市民に公開し意見を聞くのは混乱を生じるだけではないか。		
1-12	事業調整要綱を環境アセスメント制度に組み込み、早い段階で市民に公表して市民から環境情報を得ることは賛成です。ただし、各段階で市民から意見を求めることの意味が異なることを、市民に理解してもらう必要があると思います(同じような意見の繰返しにならないように)。	「制度の改正の機会を捉えて、事前配慮や方法書、準備書、評価書、事後調査の各段階の手続の目的や内容を市民に十分理解してもらえよう、市は制度の広報に努める必要がある。」旨、新たに答申に記載しました(答申 P13「おわりに」8行目)。	A
1-13	環境アセスメント手続きの内容説明をアセス手続きの前に説明する必要がある。		
1-14	開発行為において対象地域で継続的に活動する市民環境保全グループなどからのヒアリング		
1-15	関心のある市民、専門家、行政がパートナーシップを発揮して、ワークショップにて計画立案する。	事業者が責任を持って行う環境影響評価に対し、横浜市は必要な指導、助言等を行い、市民は意見書の提出等により参加の機会を持つ制度が適切であると考えます。	E
1-16	市民、専門家、市、利害関係者が同じ土俵にあがった円卓会議が必要。市民や専門家の選出については、御用市民や御用専門家だけでなく、市井でその問題に長年携わってきた人も土俵に乗せるべき。		
1-17	対象とする事業種別や地域で、環境項目別に「環境配慮事項」を定めることを提案します。		
1-18	アセスに提出される事業計画 事業を実施しない計画を含め、複数案の計画を提出させ審査すべきである。特に大気汚染などの環境負荷の受忍を市民に強制するような事業の場合、事業の必要性が公正に、市民の目線で議論されねばならない。現行制度は、提案された計画の実行が前提の審査になっている。	「事業計画の立案段階で配慮すべき事項について、十分検討する必要がある。」旨、答申に記載しています。(答申 P4「事前配慮の導入」の実線枠内 1行目)。	B
1-19	事前調整制度の環境影響評価制度への組み込みによって、事業を実施しないことを含めた代替案の検討や、立地の適切性など事業の妥当性の根本的な検討ができるようにする。		
1-20	最寄り駅に広告を出す 周辺住民には自治会長経由で回覧板を回す	環境影響評価制度は、事業者が事業の実施に当たり環境影響評価を行うことにより、環境に対し適切な配慮がなされることを目的としており、事業の実施の可否について審査するものではありません。そのため、事業者が責任を持って行う環境影響評価に対し、横浜市は必要な指導、助言等を行い、市民は意見書の提出等により参加の機会を持つ制度が適切であると考えます。	E
1-21	関係地区の掲示板等に概略を表示して事業計画を広く知らしめる		
1-22	どこに何ができる、という事が一般市民に知られるには一定の時間がかかる。現状は知ったときは既に決まっていたことが多い。事前の広報を徹底して市民の意見を求めるべき。		
1-23	事業の計画案を公表し、市民からの環境情報を入手することも重要ですが、そのリンク役として行政の働きも重要となると思います。 事業者と市民が繋がりやすいシステムを構築すること、市町村における環境だけでなく様々な情報を入手し、常時更新していくことなど、行政としての働きかけも重要となると思います。	ご意見は、今後横浜市が事前配慮の運用について、具体的に検討する際の参考として承りました。	C
		事業者と市民との適切なコミュニケーションを視点の一つとして、行政の役割を含め検討しています。	E

(2) 戦略的環境アセスメント制度(SEA)について

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
1-24	戦略的アセスについては民間の事業であっても早期の導入を前提に検討と試行に入るべき	戦略的環境アセスメント制度(SEA)については、「国や他自治体におけるSEAの制度化の動向や運用状況などの情報収集に努め、制度化に向けての検討を継続する必要がある。」旨、答申に記載しています(答申 P4「戦略的環境アセスメント制度」の実線枠内)。	B
1-25	計画案が出来た時点ではなく事業計画の立案段階(PI手続の段階)で市民に計画を公表し、同時期に環境アセスメントが行なわれる項目の検討作業も地域関係住民の意見を取り入れる必要があると考えます。		
1-26	戦略的アセスメント(SEA)について、先進自治体も多くなっていますので、できるだけ早い時期の導入を望みます。		
1-27	先進諸外国に習い、計画段階からの環境影響評価(計画アセスメント)を取り入れてほしい。		
1-28	事前環境調査を行い公表し、調査結果に配慮した複数案を作り、環境負荷の少ない案を選ぶ。		
1-29	地域計画として環境影響を検討する。		

(3) その他

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
1-30	市民から環境情報を入手するのは事業を公開して行うのではなく、市が事前に環境情報を把握しておくべきである。事業ありきでの情報収集はマイナス意見が多く、発展的な情報が入手しづらくなるのではないか。そもそも市が環境情報を持っていないというのは行政庁として問題ではないか。	環境情報の整備については、横浜市が環境施策を進める上での大きな課題として承ります。なお、当審議会では、環境行政の機軸である横浜市環境管理計画の改訂や横浜市生物多様性地域戦略策定の基本的な考え方についても答申しています。	G
1-31	中間報告書3頁に「十分な環境情報を市が有しているとは言えない状況にある」とあるが、より環境に配慮した事業計画とするためには、事業者が立案段階で地域の環境情報を入手できるよう、行政が環境情報を整備することが必要であると考えます。		
1-32	中間報告書4頁に「十分な環境情報を市が有しているとは言えない状況にある」とあるが、効率的・効果的な審査を進めるためには行政が環境情報を整備することが必要であると考えます。この点については対応を求めたい。		
1-33	市は、事業者へ環境に関する情報の提供を行えるように、市内の環境調査を(定期的に)行って頂きたい。		
1-34	定量的な自然環境調査の実施 ・本市では「生き物調査等」自然環境に関する定量的調査は実施されていません。 ・近年、身近な動植物の地域絶滅が急速に進行しています。 ・アセスメントの手続見直しと共に、地域環境指標となる、定量的な自然環境調査を行う必要があります。		
1-35	市の環境行政とよく連携し、日頃より市域の生態系に関する市民情報を蓄積分析し、市の特性を考慮したレッドデータリストの整備を進める。		
1-36	市の環境行政とよく連携し、日頃より市域の生態系に関する市民情報を蓄積分析し、市の特性を考慮したレッドデータリストの整備を進めるべきとの意見を質問3に記載しましたが、そのためのインフラとして、横浜にしっかりした自然史博物館の機能をもった施設を設置あるいは指定することが必要です。		

■ 2 環境影響評価の審査等の手続

(1) 方法書の手続

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
2-1	方法書については、事業者による説明会までは規定する必要はなく、現行制度のように縦覧図書に対する意見書提出の仕組みを確保すれば十分だと思う。理由は、方法書の内容は専門的であるため、審査会での審査で十分と考えるためである。但し、環境情報の入手不足により方法書の精度が悪くなることは避けなければならない、そのためには市民からの環境情報は過不足なく入手した上で、方法書の作成を行うべきだと思う。	「方法書段階での説明の充実については、法改正の動向に留意しつつ検討する必要がある。」旨、答申に記載しています(答申 P5「方法書の手続」の実線枠内)。ご意見は、今後横浜市が具体的に検討する際の参考として承りました。	C
2-2	方法書レベルでの説明会は現実的に無理があると思われる。		
2-3	方法書に対する住民意見とそれに対する事業者見解は、現在は審査会で報告されていますが、ホームページ等での公表もしたほうが良いと思います(準備書公表まで長期となる事業もあるため)。	ご意見は、審査会に提出された資料の公表などの取り扱いに関する、運用上の課題として承りました。	D

(2) 準備書及び評価書の手続

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
2-4	準備書及び評価書の手続きは、中間とりまとめに示された内容に賛同します(評価書と報告書の統合、審査の準備書段階への集約を進めるなど)	中間とりまとめに対する賛同のご意見として承りました。	H B
2-5	現行の報告書について位置づけがあいまいだと感じているため、報告書をとりやめることには賛成である。	なお、「環境影響評価の結果を市民に分かりやすく示すためには、審査結果を踏まえた、最終的な結果をまとめた図書を作成する必要がある。」旨、答申に記載しています(答申 P6「準備書及び評価書の手続」の実線枠内 5行目)。	
2-6	市民に分かりやすい手続きには賛成であるが、現在でも多様な資料が存在するので、手続き上での整理が重要であると考えます。(例えば、報告書の位置づけ)		
2-7	市民が環境について申し述べてもそれを記録するだけで、その後の意見交換も説明もなく「なしのつづて」	ご意見は、準備書及び評価書の手続について、今後、横浜市が具体的に検討する際の参考として承りました。	C B
2-8	明らかに不適切な環境アセスメントの公共事業について口述人が指摘しても委員による質問や反論、説明など一切なかったことを経験した。事業認可への単なるセレモニーに過ぎないのかと、アセス制度そのものに不信の念を禁じえなかった。	なお、「市民参加の機会の確保の観点から、準備書の審査途中で市民意見に対する事業者の見解を公表し、その後に意見陳述の機会を設けるなど、事業者の見解を確認した上で、市民が再度意見を述べられるよう十分留意する必要がある。」旨、答申しています(答申 P6「準備書及び評価書の手続」の実線枠内 7行目)。	
2-9	制度が単なる手続とならぬよう、市民からの意見を丁寧に汲み上げ、反映させる努力が必要だと思います。従来、他市でやれている例を見聞きしても、そのコミュニケーション、真の意味のフィードバックが十分でないケースが多い。また、却って専門家の意見を尊重する余り、弊害になることもある。		
2-10	中間的に環境影響評価の成果を記載した報告書を作成・公表し、市民意見と事業者見解との再度の意見・質問等の陳述・意見書による発表を行い、審査会は公開の審査を行う。	「市民参加の機会の確保の観点から、準備書の審査途中で市民意見に対する事業者の見解を公表し、その後に意見陳述の機会を設けるなど、事業者の見解を確認した上で、市民が再度意見を述べられるよう十分留意する必要がある。」旨、答申に記載しています(答申 P6「準備書及び評価書の手続」の実線枠内 7行目)。	B

(3) 事後調査の手続

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
2-11	モニタリング制度を徹底して欲しい	「事後調査結果の公表により環境保全措置の担保性の向上が期待できることから、市民に積極的に公表していくことが望ましい。」旨、答申に記載しています(答申 P6「事後調査の手続」の実線枠内 1行目)。	B
2-12	工事中や事業実施後に、環境影響評価において指摘された点が守られているかどうかチェックし、逸脱した点について修正させることのできる力をもった監視機能の充実。		
2-13	その時代に対応した見直しは必要ですが、各種の要件を確実に順守させるよう強く行政指導することが肝要だと思います。		
2-14	事後調査の内容をもっと具体的かつ詳細に規定したり、万一、適切な保全措置がとられず生態系の破壊のような取り返しのつかないことが発生した場合の罰則規定をおくべきです。	現行でも、対象事業の実施状況が評価書等の記載と異なり、良好な環境の保全に支障をきたすおそれがあるときは、必要な措置を講ずるよう勧告することが出来ると規定されています。	F
2-15	環境アセスメント手続き後、事後調査が行われましたが、事後調査結果とアセスメント評価とのギャップが大きすぎる数値が出ていますが、その後の追加対策が何も出てこないのが現状で、さらにその地域の計画変更により計画変更地域は現状よりさらに悪い状況に成って行くのは誰の目にも明らかなのにもかかわらず、アセスメントの再評価と追加対策は何も示されないのが現実なのです。アセスメント再評価制度が現実的に実行有る形に行われる様な方法を確立していただきたい。		
2-16	住民・環境共、数年のうちには変化してしまうので、情報の提供、住民からの情報入手共年1～2回の更新必要	工事期間は個々の事業によって異なり、長期にわたる事業もあることから、工事中の対応については個々の事業者が検討すべきと考えます。	E
2-17	事後調査の結果を積極的に公表していく考えとのことですが、事後調査時点で、評価書の計画等との差異がいきなり出てこないように、適宜、変更内容(規則別表3未満の変更であっても)を届けることとした方が良いと思います。		

(4) その他

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
2-18	市民の立場から考えると環境配慮は重要であり是非とも進めてもらいたい。ただ住民エゴの発し場とならないような対策も必要と考えます。逆に事業者側にとってはますます費用、期間が増大していかないか気に掛かります。	「現行の手続の効果を維持しつつも、予測評価結果についての審査を準備書段階に集約するなどにより、効率的に手続が運ぶように見直す必要がある。」旨、答申に記載しています(答申 P6「準備書及び評価書の手続」の実線枠内 1行目)。また、事前配慮の手続については、「効率性にも留意して十分検討する必要がある。」旨、新たに答申に記載しました(答申 P4「事前配慮の導入」の実線枠内 2行目)。 なお、スケジュールについては、今後、横浜市が具体的に検討する際の参考として承りました。	A C
2-19	また、検討に当たっては事業者、公衆、自治体の全ての視点から見なすことが必要であるが、これまでの部会では事業者の視点からの検討がなされておらず、自治体と公衆の視点からの議論が中心となっている。この点については改善を求めたい。		
2-20	審査を効率的に行うための事務局の強化など、スケジュール短縮のための運営努力が必要		
2-21	標準期間の設定等、スケジュールがいたずらに遅延しない歯止めが必要		
2-22	周知方法が事業者に対して過度な負担とならないよう指導していただきたい(特に、煙突を設置する事業など半径数kmが対象となる場合など)。	対象事業の実施により環境影響を受けるおそれがある地域に対しては、十分にお知らせする必要がありますと考えます。	E
2-23	「意見書」の取扱い方 提出された意見をどの程度考慮するのか。 「市民の中で少数の意見がありました」暗に他の大多数の市民は問題なしということにならないか。真面目に考える人の意見をどのように考慮するのでしょうか。	意見書に対しては事業者の見解が示されます。また、審査会での審議や、市長意見の作成においても寄せられた意見を考慮しています。	F
2-24	市民の立場で計画チェックしてほしい。ともすると忘れる		

2-25	審査会の傍聴や意見陳述においても、平日の昼間でなく、夜間や週末の活用を考えないと、一部の市民しかプロセスにかかわれないことになります。	ご意見は、審査会運営の参考として承りました。	D
2-26	「公共縦覧」のあり方 提案の方法では興味を持ってアンテナを張っている人のみにしか情報が届かない。実施されれば影響を受けるであろう一般市民にも説明会を開いてほしい。	ご意見は、具体的な周知方法等に関する運用上の課題として承りました。 なお、事業者は図書の概要や説明会の開催等について、環境影響を受けるおそれがある地域の住民にお知らせしています。 また、横浜市でも方法書などの図書の縦覧について、広報よこはまやホームページへの掲載等でお知らせしています。	D
2-27	説明会の運営は事業者の責任という前提ですが、これでは事業者が進行をコントロールしているという不安を持たせません。市民に対する説明会は、運営や進行は市あるいはプロのモデレーターが行い、事業者と市民が対等な立場で、十分に時間をとって行うべきです。また川崎市のように、双方の意見交換の往復の回数を増やすことはすぐにでも実現できると考えます。		
2-28	このような図書は「知る人のみ知る」のが現状です。今後は積極的に市民に働きかけて情報公開した方がよいと考えます。		
2-29	ホームページでの公開だけでは限られた人しか利用できない。町内会の回覧等で知らせるべきだ。		
2-30	従来の制度に欠けていると思われる内容が盛り込まれ、充実した制度になっていると思います。ただ、事業者と市民のコミュニケーションを進める意見でも、事業者が情報公開のタイミングを誤ったり、公開の方法や説明会、協議、報告会の場の設定など、住民によく周知され、参加しやすい日時、場の設定等に努めるよう指導してほしいと思います。ここが確保されませんと事業者の一方的な手続としての制度になりかねません。		
2-31	調査項目、調査内容に関し、事業内容や立地が異なるのに、同じような調査を実施する形骸的な方法書が多く、その後の準備書・評価書段階での無駄な調査や、無用にスケジュールを費やす手続があるように思います。 アセスは、もっと裾野を広げて市民にも理解しやすいものにし、一方で事業内容に応じて調査もメリハリを付け、広く浅く、ところどころ深く、また前例にとらわれない方向を目指すべきではないでしょうか。環境アセスが事業者や市民に根付いて行くための、横浜市の指導に期待します。 市民がアセスの真の目的を理解したうえで、事業者が市民に可能な限りの情報提供をし、お互いの理解を早めることで効率的な手続になれば良いと思います。	ご意見は、事業の種類や地域の特性に応じた審査に関する運用上の課題として承りました。 また、「事前配慮や方法書、準備書、評価書、事後調査の各段階の手続の目的や内容を市民に十分理解してもらえよう、市は制度の広報に努める必要がある。」旨、新たに答申に記載しました(答申 P13「おわりに」9行目)。	A D

2-32	<p>アセスは事業を環境全般からチェックする制度で、本来環境行政の扇の要として発展していくべきものである。しかし、現状では、アセス以外にも様々の制度が重複して存在し、事業者にとっては重複感・負担感がぬぐえない状況であり、このため、アセスが本来の主旨に沿って発展するどころか、事業者から嫌われ衰退していく傾向にあるのではないかと。アセスが行政にとって相隣問題の解決手段に使われていることも、アセス制度の意味が矮小化されていく原因と思われる。こうした中で、市民との情報交流の機会確保ばかりに力点を置いた改正を行っても、事業者の負担が増すばかりで、ますますアセス嫌いは進み、衰退していくものと杞憂される。アセスの発展を願ってやまない立場から、アセス本来の主旨をますます発現できるよう、環境行政を横断的・縦断的に見回した抜本的な改正が望まれるが、残念なことにはこの中間とりまとめは、国の答申を追従した小手先の内容になってしまっている。以下の点を再度指摘して、奮起を促したい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境行政の扇の要として、これを集約するシステムへ再設計する。 2. 地球環境問題等の現代の課題を明確に捉え、これを取り込む。 3. 事業者と行政の明確で納得性の高い役割分担の元で、活性化した市民との情報交流をめざす。 4. 効率性や報償性にも配慮し、事業者がやりやすい、やりがいのあるアセスをめざす。 5. 一定規模以上の特殊な事業だけでなく、全ての事業がアセスと関わる仕組みを作る。 6. 上記を支えるための、行政内部の体制の強化。 <p>以上、よろしく申し上げます。</p>	<p>環境影響評価制度は、事業者が事業の実施に当たり環境に対し適切な配慮がなされることを目的としており、事業の実施の可否について審査するものではありません。そのため、事業者が責任を持って行う環境影響評価に対し、横浜市は必要な指導、助言等を行い、市民は意見書の提出等により参加の機会を持つ制度が適切であると考えます。</p> <p>なお、制度の検討に当たっては、他の制度との役割分担も考慮しつつ、環境配慮が一層進み、事業者と市民との適切なコミュニケーションが図られ、分かりやすく、効果的、効率的な手続となるよう、検討しています。</p> <p>また、当審議会では、環境行政の機軸である横浜市環境管理計画の改訂や横浜市生物多様性地域戦略策定の基本的な考え方についても答申しています。</p>	F E
2-33	<p>アセスの基本機能は、情報公開と、事業者や市民を中心としたステークホルダー間のコミュニケーションにあります。その点を重視した見直しを求めます。</p>		
2-34	<p>生態系に配慮した開発行為のアセスというのは、手続きを踏むだけでは環境影響評価はできません。行政施策として生物多様性地域戦略の設定と整合性をもたせ、市民を含む地域の専門家も事前の調整や評価に関わるアセスであるべきです。</p>		
2-35	<p>制度の検討にあたって幾つかの視点があげられているがその設定が曖昧である。例えば、事業者と市民との適切なコミュニケーションとあるが、「適切」とは何か。なにをして適切とするのか、環境影響評価制度における市民参加の定義が曖昧なままに議論されている。検討部会における議論の中には市民は環境情報の提供という形で手続きに参加するとされているが、事前配慮手続等の実施をすると、情報提供にとどまらず、事業計画立案に対して参加することとなる。</p>		
2-36	<p>市民への情報提供や意見提出の機会をこれ以上増やしても効率的な手続にならないと思う。アセス手続に入ってから事業の是非について議論することは非効率ではないか。事業の是非について問われるような事業は、アセス手続に入る前に排除される(あるいは事業者が予見できる)べきであり、アセス手続では、より環境に配慮した事業(実効性の高い環境保全措置を選択)とすることに注力すべきでは。</p>		
2-37	<p>事業実施の可否そのものを検討できるようにする。</p>		
2-38	<p>環境影響評価審査委員会における審査をする際、市民の意見書を十分に読みとる体制を強化してほしい。市民が計画地の環境に多大な影響が考えられるため計画を中止してほしいと、多数の意見書を提出しても取り入れられることはまずない。</p>		

■ 3 対象とする事業

(1) 高層建築物の建設

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
3-1	高層建築物に関しては、今回の見直しを進めて欲しい。	中間とりまとめに対する賛同のご意見として承りました。 なお、規模等に関するご意見は、今後、横浜市が具体的に検討する際の参考として承りました。	H C
3-2	高層建築物について、是非早急に見直すべきだと思います。「中間とりまとめ」でも触れられていますが、みなとみらい地区等のように地区計画などでまちづくり方針が定まっている地域では環境アセスは不要ではないでしょうか。アセス手続きを嫌って日産本社ビルや富士ゼロックスなど「99M」のビルが増え、かえってMM地区の景観(スカイライン)を害し、低層化することによる公開空地(緑地等)の減少という弊害さえ生んでいます。 MM地区に限らず、今後マスタープランが確定するであろう「横浜駅周辺地区」も含め、大胆な見直しをすべきだと思います。どうしても高層建築物を対象から外せない、ということであれば、せめて「高さ150M以上かつ床面積10万㎡以上」ぐらいまでは緩和してもよいと思います。MM地区をみる限りでは、「環境アセスが皮肉にも環境を悪化させている」といっても過言ではありません。		
3-3	高層建築物について、計画的なまちづくりを進める段階で十分検討がなされている地区において、規模要件の見直しを検討することは、政策判断として有り得ると思う。 論点はそれるが、なぜみなとみらい21中央地区に進出する事業者がアセス手続を回避したがるのか、考えるべきではないか。		
3-4	「高層建築物」については、各種の上位計画等に基づき、横浜都心部等の発展及び更なる高度利用の促進を図るため、対象事業の規模要件の見直し・緩和・合理化等を行うことが望ましいと考えます。 他都市の事例として東京都環境影響評価条例では、「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」(特定の地域)を定めており、規模要件の緩和、準備書段階からの手続き開始、環境影響評価項目の合理化を行っています。		
3-5	みなとみらい地区で、建築物の高さ制限が120mまたは180mに設定されているにも関わらず、アセスにかからないからという理由で高さを100m未満としている事例があるのであれば、土地の高度利用という観点からいうと非常にもったいないと思う。東京都のように、特定の地区については、アセスに該当する建築物の高さを緩和する等の措置が必要だと思う。		
3-6	環境配慮の観点から望ましいと考える。建築基準法その他の条例等との整合性がどのように図られていくのが大変難しい問題と思う。		
3-7	高層建築物等に見られる諸制度間の摩擦における矛盾(問題)については、各種制度がその目的を他制度によって排除される現状はなくすべきと考えますので、早急に改善が必要と思います。		
3-8	環境アセスメントに要する期間、費用が民間事業者の負担を過大にしないよう高層建築物の緩和をしてほしい		

3-9	<p>持続可能な都市の構築をめざすならば、高度な(大きな床面積を得る)土地利用をする事業者には応分の環境貢献を求める制度を別途設ける必要があるように思う。都市計画で高さの緩和がなされていても周辺地域や都市のインフラに対して負荷は大きい高層建築物には負荷に見合う環境貢献を担わせる制度を設けてからアセス対象事業からははずすという順番で課題を整理するべきではないか。</p>	<p>「見直しの検討に当たっては、他制度等による環境への配慮の状況を考慮する必要がある。」旨、新たに答申に記載しました(答申 P8「事業の規模要件 ①高層建築物の建設」の実線枠内1行目)。</p>	A
3-10	<p>高層建築物の規模要件については地域ごとにその特性に合わせたルール作りが必要ではないかと思えます。</p>		
3-11	<p>「高層建築物の建設」に対して、規模案件のみを見直すことは反対です。 環境影響評価の主旨は、事業実施による環境負荷の最適化(事業ベースにおける最小化)を目指すものです。街区の高度利用や緑地の創出は環境負荷の最適化とは本来直接リンクするものではありません。「単にアセスメント手続きにかけるだけ」を目的とするのであれば、何の意味もないことですし、仮に規模案件を見直すのであれば、アセスメント手続きの評価内容を変更した上で、実施されることが望まれます。 ※ネガティブチェックではなく、高度利用化や緑地創出による環境緩和効果が何らかのインセンティブを持って評価される仕組み</p>		
3-12	<p>高層建築物の建設に関する事項について、規模要件を見直す方向性は妥当だと考えます。現行制度において、アセス要件に触れるととたんに制約条件(調査費用やスケジュール遅延)が増え、かからなければほぼフリーになる状況は、アセスを実施する事業者にとって、かなりの不公平感を生んでいるものと考えます。従って、100mを切るビルが多発し、100mを超えるビルが、アセスを経た恩恵に乏しいという結果になってしまうのです。アセスを実施する事業者が、その手続きを通して、やってよかったと思えるアセスでないと、99mのビルを建て続ける後ろ向きな事業者しか出現しないこととなります。調査項目を絞って、答申 第2種、答申 第3種といったミニアセス的な制度もあってよいのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見は、事業の内容や地域の特性に応じた審査に関する運用上の課題として承りました。なお、評価項目については、「技術的進展や他法令等による規定、社会情勢等の変化を踏まえ、それぞれの位置付けや必要性、新たな項目の設定等について検討する必要がある。」旨、答申に記載しています(答申 P9「環境影響評価項目及び環境影響配慮項目」の実線枠内1行目)。</p>	B D
3-13	<p>みなとみらい地区のような面的整備が行われる地域では、地域全体での影響と、個別事業による影響を別に考えたほうが望ましいのではないかと。 交通や風環境など地域全体で影響を把握すべき項目は、地域の整備計画をもとに地域全体を対象にアセスを行い、工事中の騒音等、個別事業で把握したほうが望ましい項目は各事業者がアセスを行う方法も考えられる。</p>		
3-14	<p>高層建築物について ・近隣への環境影響(従来型の相隣問題系)の評価項目を絞り込む。例えば、従来一般的に選択されている項目のうち、大気汚染、騒音、振動、地盤沈下は過去の実績をよく分析すれば不要と考えられるのではないかと。 ・かわって、地球環境問題系の評価項目を追加する。省エネ・省CO2・省資源、自然エネルギー利用、ヒートアイランド緩和等は現代では必須の検討項目。 ・位置づけのあいまいな、「環境影響配慮項目」は廃止する。 ・上記を通してメリハリのあるアセスを推進する。 ・事業者の努力を評価する仕組みを内包させ、事業者にもやりがいのあるアセスとする。</p>		

(2) 電気工作物の建設

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
3-15	電気工作物は温暖化対策の推進により、発電の多様化、売電が広がることを考えると早いうちに規模などの整理が必要。	中間とりまとめに対する賛同のご意見として承りました。	H
3-16	電気工作物は見直すべきであるが、新設だけの見直しではなく既存の電気工作物についての環境アセスを先にすべき。	環境影響評価制度は、事業者が事業の実施に当たり、環境に対し適切な配慮がなされることを目的としています。既存の施設等については、対象とはなりません、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」などに沿って、必要な指導が行われています。	F E

(3) 廃棄物処理施設の建設

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
3-17	<p>金沢区の産業団地には官民による、日本国内では他に例を見ない数多くの廃棄物処理施設が大型住宅団地に隣接して集積している。いずれも嫌悪施設と称されるものである。</p> <p>これらはそれぞれ単独で取り上げると、アセス評価の対象となる施設でも周辺環境への影響は軽微であるとの結論で、実施可となっている。</p> <p>又、評価の対象とならない小規模施設でも、屋外作業同然の開放状態で廃棄物の処理を行っているものが多数あり、周囲へ有害粉塵を日常的に放散している。</p> <p>更に、環境汚染の問題の外、廃棄物処理事業においては事業規模の大小を問わず爆発事故などの重大事故も多数発生している現実がある。</p> <p>廃棄物処理施設の集積に付き、地域としての環境汚染、事故災害リスクならびに平穏生活権の侵害の点から評価することも必要である。</p> <p>廃掃法15条の2の2に規定される過度の集中の判定基準である、大気中のダイオキシン類濃度による判定は、環境悪化を一面からのみ捉えており不十分と考える。金沢区の鳥浜工業団地ならびに金沢産業団地には、環境負荷施設の過度の集中による近接住宅地に対する環境影響評価に付き、制度上の問題点を示す現実がある。審議会の要委員の方は是非、現地視察を行って頂きたい。</p>	<p>廃棄物処理施設については、環境影響評価条例の対象規模未満の施設についても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、生活環境に及ぼす影響に関する調査を行うよう義務付けられています。</p>	G

(4) その他

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
3-18	良いと思う。 他はアセスメント手続きは実施しなくとも、最低限の環境配慮を実施する指針などがあり、配慮内容を公表させるなどの手続きがあるとよい。	中間とりまとめに対する賛同のご意見として承りました。	H
3-19	ぜひ見直しが必要です		
3-20	今回の対象事業見直しは当然と考えます。		
3-21	環境負荷への影響が大きい施設について順次見直ししてほしい	対象事業の規模要件などについては、「他法令や社会情勢等の変化を踏まえて規定されることが適当であり、随時必要な見直しを行う必要がある。」旨、新たに答申に記載しました(答申P13「おわりに」3行目)。	A
3-22	「人にやさしいまちづくり」を考えていくとき3種類の見直しは当然であるが、その他にも見直しすべき対象事業はあるのではないかと公共投資にありそう		
3-23	道路も対象にすべき		

3-24	行政は「環境配慮の助言」をしました。というだけで済ませるのは何の役にも立たない。横浜市にわずか残っている良好な自然環境を把握し、たとえ規模が小さくても、アセスメントを行い、価値を損なうような事業は行わないことを明確にするべきである。アセスメントが必要な規模の基準があるため、最初は小さく行い、追加工事で規模を拡大する詐欺的な手法が、横浜市の生態系の生物多様性を壊している現実を見直して、本気でふるさと横浜の自然環境を守ってほしい。そのための環境アセスメントである。	環境影響評価制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を対象としています。小規模な施設の建築等については、建築基準法や都市計画法など、まちづくりの諸制度の中で規定されています。	F
3-25	建設資材置き場等「仮設利用」の取り扱い ・建設資材置き場等、小規模な仮設利用施設は環境アセスメントの対象となっていません。 ・今後は仮設利用施設についても検討が必要と考えられます。		
3-26	条例対象事業に入れていない建築基準法の悪質運用(特に105平方M土地の一戸建住宅の建設)についても、環境維持改善の観点からモニタリング制度を採用して建築許可後の結果検証をして防止することを政策として欲しい。退職高齢者の社会参加活動として市民力を活用しては如何。		
3-27	閑静な戸建住宅を不動産会社に売却すると100㎡基準を悪用して3～8戸の小住宅が建つ建築基準法の許可制度を制限して欲しい。この場合全面道路を6m以上に拡幅する。ゴミ置場スペースを確保する条件をつけて貰いたい。		
3-28	条例対象事業に入らない次の環境悪化について早急に対策を講じていただきたい。 ①港北区内は斜面緑地にマンションや戸建住宅がたくさん建設され野放しの状態である。(道路拡幅又は空間確保分だけ高さ制限を緩和するなどの政策を望む) ②緑地の多い閑静な戸建住宅地が土地売却によって3～8戸の小住宅が建設され道路も広がらず、ゴミ置き場もなく、人口と駐車場だけが増えて行く建築基準法上の盲点をついた建築許可onlyの住宅政策を早急に改善して欲しい。		
3-29	大型の資材置場や工場が立ち退き、マンションの建築が増えているが、高層化に対してはゾーニングや周辺環境や景観に配慮した規制が必要だと思う。		
3-30	開発行為においては、対象地域の規模で一律に判断するのではなく、対象地域の緑地面積の減少を伴うものや、生態系への影響が想定されるものについては、基準の規模を小さくしたり、という環境の質に配慮した基準を設定すべき。	現行でも、土地造成に関連する一部の事業種については、市街化調整区域は市街化区域の半分の面積まで対象とするなど、地域の特性に配慮した制度となっているものと考えます。	E
3-31	地域計画を踏まえた見直しとして欲しい。		
3-32	対象事業の選択は事業規模にかかわらず地域の実情を見て、住民の意見を聞いた上で、判断してほしいと考えます。		
3-33	今後バイオ施設の建設が予想される。周辺住民の安全を確保するための項目を設けること。	自然科学研究所の建設は、対象事業となっています。また、予測評価する項目はそれぞれの事業の中で検討されています。	F

3-34	<p>この頃工場の火災事項をよく耳にする、1回の火災でどの程度の環境影響があるのか。 環境創造局の方でも、これから建設する工場だけでなく、現在稼働中の工場についても環境アセスメントの適用を考えてはいかがでしょうか。消防局はあくまでも火災事故防止の観点から、厚生労働局はあくまでも人的災害防止の観点から、環境創造局はあくまで環境影響事故防止の観点から活動しているように思えるが、これらの活動はお互いに影響し合っているように思える。特に環境影響に関しては、答申 第3者である住民に対する影響が非常に大きいと思われるので、ますますの活動を期待します。</p>	<p>環境影響評価制度は、事業者が事業の実施に当たり環境影響評価を行うことにより、環境に対し適切な配慮がなされることを目的としています。既存の施設等については、対象とはなりません。横浜市生活環境の保全等に関する条例」などに沿って、必要な指導が行われています。</p>	F E
3-35	<p>市民へ充分ご説明下さい。</p>	<p>「事前配慮や方法書、準備書、評価書、事後調査の各段階の手續の目的や内容を市民に十分理解してもらえよう、市は制度の広報に努める必要がある。」旨、新たに答申に記載しました(答申 P13「おわりに」9行目)。</p>	A
3-36	<p>誰でも理解しやすい説明文がほしい</p>		

■ 4 環境影響評価項目及び環境影響配慮項目

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
4-1	<p>全ての場合において、環境に配慮し、排出されるエネルギーの有効利用も含めて考えていく。</p>	<p>横浜市では横浜市脱温暖化行動方針(CO-DO30)を策定し、脱温暖化の様々な取組を精力的に進めていることから、温室効果ガスを環境影響評価項目に位置付ける必要があると考えます。</p>	B C
4-2	<p>環境影響評価項目と配慮項目が時代とともに変わるの理解する。しかしながら、注目を浴びているからと言って温室効果ガスを評価するのは非常に危険であるとする。</p>	<p>なお、「温室効果ガスの評価の手法については、確立されていない面もあるため、技術面での十分な検討が必要である。」旨、答申に記載しています(答申 P9「環境影響評価項目及び環境影響配慮項目」の実線枠内 4行目)。 エネルギーの有効利用についても、その中で今後、横浜市が具体的に検討する内容として承りました。</p>	
4-3	<p>電気工作物だけでなく、送配電線に与える影響も当然すべき。 高層建築物に限らず、ちょっとした規模のマンションができたり、小規模の宅地開発やアパート開発などが積み重なるだけで、配電線からの漏洩電磁場が激増するという問題がすでに起こっている。横浜市栄区などでは、住宅地内の配電線によって、住宅に、地上1mで3~4ミリガウスを超え、10ミリガウス(0.1μT)以上も影響を与えているような環境が多数ある。本郷小学校や西本郷小学校周辺、栄区小菅ヶ谷2丁目や、栄区笠間5丁目などでなぜこのような数値が出ているのか、既存の笠間変電所と岩瀬開閉所の影響もあるだろうが、近年の人口激増や家電増加に既存の古い送電線配電線が対応しきれないことを感ずる。テレビや電子機器類への影響はもちろん、クモの巣のように張り巡らされ増加した電線類による景観悪化は異常である。新設の対象事業だけでなく、既存の施設について、(日々流れる電流は増加し、すでに一般家庭の消費電力は70年代の4倍にもなっている)から早急に、優先的に市内の電磁波測定や現状把握を行い、地下化やケーブル化を検討すべきである。</p> <p>なお、超低周波電磁波はすでに国際がん研究機関が「発がんの可能性あり」とランク付けし、WHOも本文のほうで3~4ミリガウス(0.3~0.4μT)で小児白血病倍増を認めている上、ヨーロッパでの、近年の2000件近くの電磁波研究を総括した「バイオイニシアティブ国際報告」では、1ミリガウス水準でも小児には害があるという論文が複数でてきている。たとえば抜粋すると、「最近の研究のなかには、超低周波電磁波への曝露がその後の小児白血病および癌の危険要因であるという、より強力な証拠を示しているものがある。ある研究では、超低周波電磁波の強い環境で治療した小児において、生存率の低下がみられた(超低周波電磁波が3ミリガウス以上になると、死亡率が450パーセント上昇)ことが報告されている。超低周波電磁波2ミリガウス超の環境で治療した小児は、1ミリガウス以下で治療した小児よりも300パーセントも死亡しやすいとした研究もある。この研究ではまた、1から2ミリガウスの環境で治療した小児においても、死亡率が280パーセント上昇するとしている。」というように、最近、どんどん研究が進んでいる。</p>	<p>ご意見として承りました。 なお、環境影響評価項目については、「技術的進展等を踏まえ、新たな項目の設定等について検討する必要がある」旨、答申に記載しています(答申 P9「環境影響評価項目及び環境影響配慮項目」の実線枠内 1行目)。</p>	H B

	<p>研究が完全に証明されるまでに、横浜市の子供たちを1ミリガウス以上の環境に置いておく、または調査さえせずに放置しておくことは理知的でないし、国の規制以前に、すでに自治体レベルで電磁波対策が進んでいる海外の状況を見るに、どうかと思う。国際都市横浜の恥ではあるまいか。それだけでなく、旧文部省が国立環境研究所の、4ミリガウス以上で小児白血病4.75倍、脳腫瘍10.6倍という結果が出た大規模疫学研究を不当に最低評価にし、研究継続を潰したという取材の告発著書が出ており(「告発 電磁波公害」(松本健造著))国会の質問主意書でも問題が追及されるなど、非常に不穏な事態となっていることを横浜市は把握すべきである。この疫学研究には横浜市の医療施設も参加しているはずである。</p> <p>さらに近年そこいらじゅうに林立している携帯電話とPHS基地局について、横浜でも各地で住民間や事業者との紛争が起きているが、鎌倉市ではたび重なる住民間のトラブル、市への陳情が続き、ついに設置規制条例を作ることが決定しているが横浜市も早急に規制対象とすべきである。世界中で携帯電話基地局による健康被害訴えが出ており、複数の国で、基地局周辺の発がん性上昇の調査報告がなされ、多数の報道が出ている。宮崎県では原告30人、弁護士26名による健康被害訴えの裁判が始まり、兵庫県川西市でも集団健康被害訴えで裁判が起り、鎌倉でも健康被害を訴え公害調停がはじまったときいている。</p> <p>国の規制が水俣病なみに遅れているのではないかと、という指摘もある。横浜市では電磁波による健康被害訴えや懸念に関する声が過去、何件寄せられ、どの地域でのどのような内容なのか、まずは、すべて詳細に公開すべきだ。海外ではすでに健康影響があるととして日本の電波密度規制値の百～数万分の1に規制している自治体もあるが、そういった国などから専門家や行政担当者を招致して、シンポジウムを行うべきだと思う。この問題については健康影響への懸念、景観だけの問題だけではなく、住民同意のない基地局設置によるコミュニティ内の紛争や崩壊という影響が全国で出ているそうである。</p> <p>なお、洋光台～港南台の電波塔林立地帯の影響下にある住宅の発がん率の高さが週刊誌にも取り上げられ問題にされているが、電磁波に限らず、そういった新しい問題提起がなされたときに、どこも疫学調査さえしようしない実状、疫学調査をするシステムがない状況に非常に不安を感じる。新しい問題について、危機管理がまったくできていないことへの不安。新しい問題に迅速に対応できるようなシステムの構築を願います。</p> <p>また、環境アセスメント対象事業?の中に、EUでアスベスト同様の作用をするのではないかと規制騒ぎが起きているナノ物質が入っていないのはおかしいので入れてください。安全かどうかははっきり結論が出る前に、一般家庭の外壁塗料などとして、各地の住宅地ですでに大量に噴霧されています。</p>		
4-4	<p>事業の影響評価の項目として社会環境への影響(コミュニティや雇用、自治体財政への負荷など)も盛り込むことも考えてもよいのではないかと。</p>	<p>環境影響評価は、環境面からの影響を予測評価する制度であり、現行の地域社会の項目で妥当と考えます。</p>	E

4-5	<p>環境影響評価(環境アセス)は、私宅近くで平成17年頃からおきた東急建設による、上郷開発計画についての環境アセス以外は、話を聞くだけで経験が無いので上郷開発計画についての環境アセスで得た意見を申しあげます。</p> <p>1 開発計画は絶海の孤島や山深い山中で行われる以外は、街中、近郊で行われます。しかし環境影響評価項目中、地域住民にとって直接関係のある項目は地域社会一つに絞られて審議されます。地域社会はいくつもの検討すべき項目があります。交通、流通(日常の買い物等)通学、風害、水象、電波障害、日照等があり、地域社会一つで括るべきではないと思います。動植物等自然環境も重要ですが住民との関わりをもっと重視すべきだと思います。</p>	<p>環境影響評価項目については技術指針で定められており、地域社会の項目では、生活道路等を含めた交通や自然レクリエーションに関する事項等が含まれています。</p> <p>なお、風害、電波障害、日照障害、電波障害等を含む生活環境、水象を含む自然環境についても、評価項目となっています。</p>	F
4-6	<p>評価の手法が確立されていない項目等については中間報告書案にもある通り、技術的進展や他法令等による規定、社会情勢等の変化を踏まえ検討を行う必要があるが、一律に項目を設定するのではなく、案件毎に環境影響評価項目として選定できるようにする等、事業者にも一定の配慮をした扱いが必要。</p>	<p>環境影響評価項目及び環境影響配慮項目については、事業の計画内容や周辺地域の環境特性等から選定するよう技術指針に定められています。</p>	F

■ 5 その他環境影響評価制度に関する事項

(1) 長期間未着手事業等の取扱い

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
5-1	手続きの再実施について、現制度では一定以上の変更をする場合に、最終的に審査会の判断をいただいて判断することになっていますが、明確に一定の基準で判断することにした方が良いと思います。	長期未着手となっている案件の取扱いについては、他の事業による影響等によることも考えられることから、一定の期間が経過した案件について一律に再度手続を行うことを義務付けることは困難であると考えます。しかし、対象地域の状況の変化は、時間の経過と密接に関連することから、「一定期間を経過した事業については手続の再実施について、事業者と協議を行うことを検討する必要がある。」旨、答申に記載しています。(答申 P9「長期未着手事業等の取扱い」の実線枠内 2行目)。	B
5-2	アセスの再実施の明確な基準設定は賛成。前回アセスから5年経過しても着手されていないような事業、あるいは国、県、がアセス制度の改訂を行った後に着手される事業、事業着手前に新たな環境影響に関する事実がわかった、などは新しい基準で再実施、というルールが望ましい。		
5-3	長期未着手事業等の扱いについては中間報告書案にもある通り、周辺環境の変化を明確に規定することが難しいだけでなく、そもそも事業者の責めに依らず未着手となってしまふ案件や、他の事業者による影響により周辺環境の変化が生じることもあり得る。よって、一概に長期未着手事業等の扱いを規定することは非常に難しく、好ましくない。条例で新しく何かを義務付けるのではなく、事業者の求めに応じて適切な協議を実施できるような仕組みについても検討することが望ましい。		

(2) 都市計画手続との調整等

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
5-4	戦略的アセスの民間事業への早期導入が望ましいのですが、上郷開発事業でも実例があるように、都市計画提案制度の前にアセスを行うことで結果的に戦略的(計画)アセスの効果があった、という例があります。都市計画提案制度の申請条件にアセスを組み込むことで過渡的な対応も可能です。	より早い段階での環境配慮については、「事業調整制度については、環境影響評価制度に組み込むことを検討する必要がある。」旨、答申に記載しています(答申 P3「事前配慮の導入」の実線枠内 1行目)。	B

(3) 図書等の電子化

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
5-5	手続き書類の電子化、すくなくとも概要書はインターネットで閲覧できるようにする。	中間とりまとめに対する賛同のご意見として承りました。	H
5-6	方法書や評価書の全文を市のHPに載せる。		
5-7	市民意見を募る縦覧期間が短く、図書の読み込みや分析が難しい。少なくとも3ヶ月程度の期間を確保したり、相当の予告期間をとるなど、時間的な配慮が必要。	現行でも方法書や準備書の概要をインターネットで公開していますが、「公開性を高めるとともに市民の利便性向上を図る観点からは、インターネット上での図書の全文公開及び意見書提出の検討が必要である。なお、情報管理については十分に留意する必要がある。」旨、答申に記載しています(答申 P11「図書等の電子化」の実線枠内 1行目)。	B
5-8	環境影響評価書を全部読んで理解するにはかなりの時間(月日)が必要なのです。意見書提出にはもっと時間を。		
5-9	事業の該当地域以外の市民も希望すれば閲覧できるように方法書や評価書を希望者の住む地域の図書館や区役所送付する。		
5-10	環境アセスメントを行う事項について、インターネットTVやTVを活用して、事細かに消費者に配信すべき。		
5-11	高層建築物、廃棄物処理施設については、住民及び環境に与える影響が甚大なので、より住民に配慮した情報の公表入手を注意深く実施してほしい		

5-12	アセス図書の電子化については中間報告案にあるとおり安全保障上問題となる情報や希少種の生息地に関する情報等への配慮が必要であると同時に、その実施に当たっては電子化に伴い想定される問題点について整理・議論が必要である。また電子化の実施に当たっては自治体による適切な管理や運営がなされることが望ましい。		
5-13	市民などから寄せられた意見や情報のすべての情報公開(議事録や意見をすべて公開し、ネットなどで簡単にアクセスできること)が必要。 市民や市井の専門家が情報提供をしやすいように、市による公開型掲示板などを設置希望。 たとえば、神奈川県などで行われているリスクコミュニケーションでは市民の意見を述べる短い時間があるが、それに行政が返事をしたとして、その返事に誤りがあるなどの点があっても、市民にそれを公の場で訂正するチャンスすらない、つまりリスクコミュニケーションになっていない現状がある。それに対応するには公開型掲示板の活用なども有効だと思う。 また、市に寄せられる市民の声ひとつひとつが公開されていないことについても疑問に思う。ネット上の「横浜市民の声」によせられた要望や情報提供についても1年で消されるという話を聞いたが、問題の解決すらないのにそれらが消される理由がさっぱりわからない。 市議会議事録が検索できるように、市民の要望や声もすべて公共、および検索し、閲覧できるようにしてほしい。情報公開は環境アセスメントの基本と思う。	環境影響評価手続において寄せられた市民からの意見の概要は、事業者の見解とともに図書に記載され、縦覧されます。また、横浜市環境影響評価審査会の議事録は、横浜市のホームページで公開しています。 情報の公開については、「公開性を高める観点からは、インターネット上での図書の全文公開の検討が必要である。」旨、答申に記載しています(答申 P11「図書等の電子化」の実線枠内 1行目)。	F B
5-14	わかりやすい図書の作成	図書については、「市民が読みやすく、理解しやすい図書を作成する工夫が必要である。」旨、答申に記載しています(答申 P11「図書等の電子化」の実線枠内 4行目)。	B

(4) 審査会

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
5-15	生態系については、それぞれの地域で専門的な知識をもった市民も多く、専門家を大学の教員や研究機関の職員という発想を変えるべきであると思う。	審査に当たっては専門的な知識を有していること、公平性の確保の観点から、利害関係のない者が審査をすることが必要です。市民参加の機会としては、意見書の提出及び審査会に対する意見陳述により確保されていると考えます。	E
5-16	環境影響評価委員のメンバー(委員長、副委員長)が固定化している。学識経験は抜群ではあると思うが、委員の任期の重任による長期化はなれあい、目こぼし、停滞などの弊害がでる恐れがある。 構成メンバーとして、専門家でない市民公募委員が複数いることも大切ではないか。		
5-17	市民との円滑なコミュニケーションを意識するのであれば、委員の分野の中に、市民協働や環境保全活動の経験者、というカテゴリーも必要です。		
5-18	審議会委員の皆様のお名前を久しぶりに拝見しましたが、懐かしいお名前が揃っておりました。委員の任期は何年ですか。上郷開発計画は戦略会議・執行会議で取り上げられ、局案を了承として進められました。局案は都市整備局案で東急案です。 環境アセスで使われた資料は東急作成の「環境影響評価書」でした。審査とは名ばかりの審査で東急案を追認する為の会議で一人赤羽先生が評価書の矛盾を指摘されただけで概ね東急案を了承する意見ばかりでした。本来は環境アセスは中立であるべきだと思います。馴れ合いでは中立は得られません。公募の市民委員を多く入れるべきだと思います。		

5-19	審議委員の選出について議会や市民の関わりを持つこと。審議委員に最低2人の公募委員を入れること。		
5-20	生態系や生きものについては、審査会の委員のカバーする範囲が広すぎて、適切な判断ができていないとは思えません。少なくとも、樹木、野草、哺乳類、爬虫類・両生類、昆虫、鳥類程度の分野でそれぞれの専門家がかかわる必要があります。	現行でも、審査会に特別の事項を調査研究させるため必要があるときは、専門家が関わる仕組みとなっています。	F
5-21	審査会委員は各方面の専門家をもれなく登用してほしい。		
5-22	委員の人選にあたって、少なくとも80%程度は出席できる方をお願いすべきです。	ご意見は、審査会運営の参考として承りました。なお、委員の在任期間等については、横浜市審議会等の設置および運営に関する要綱に基づき運用されています。	D
5-23	審査会委員には、他の専門分野について口を出さないという遠慮があるのか、それぞれが蛸壺化しているようです。もっとお互いに(市民視線の)常識的な意見交換のできるような運営を行うべきです。		
5-24	専門分野に関しては専門家の意見を聴くのは当然ですが、専門外、特に事業内容などに関する意見を学識が述べることに違和感を感じます。専門外の内容については、市民の代表としての行政が対応すべきと考えます。		
5-25	アセス審査会の委員人選 委員の中には長期にわたり職に付いている方がいる。いかに優れた人物であっても長期に同じ職にとどまると弊害が出てくるものである。例えば、時代が変わっても同じ視点、同じ発想の審査が繰り返される等。新しい時代の流れに対する感性は、若い人は優れているのである。又、審査の公正性、中立性、客観性を担保する観点からも同一人物の長期在任は問題と考える。組織のリフレッシュ、新陳代謝が図られるような制度設計(任期制、人選方法等)が必要である。		

(5) 予測評価

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
5-26	環境評価の方法を標準化・明文化して、専門委員の興味によって評価方法の項目が左右されないようにすべきであると考えます。	予測評価の手法については技術指針に基づいて、個々の事業ごとに適用されています。	F
5-27	審査会で各審査委員が、独自の見解で意見を述べる機会をそのままにする。審査基準は同一であるべきで、審査会は学術意見の披瀝の場ではないと考える。		
5-28	事業が計画されている地域の実情に合った評価方法を行うべきで、又その時期、時代の最新の方法の技術で評価は行われるべきと考えます。 (例) 大気予測についてプルームパフ予測では通用する時代ではないと考えます。横浜は海・山・谷・街・工場・道路などいろいろ複雑な要素が有る街です。		
5-29	煙突排出ガスによる大気汚染の予測方式 いまだに平坦地を前提としたプルーム式が用いられている。一方、横浜市の多くの地域は谷戸地形といわれる小高い山谷地形となっており、これらの複雑地形に対し、より実体にあったシュミレーションが可能な方法が存在している。日本はアセス後進国であるが、海外先進国の例を見習い取り入れるべきである。		

5-30	<p>排ガス組成、濃度の算出根拠 アセス資料には排ガス組成や濃度が設定され、これをもとに対象地域における大気汚染濃度予測が行われている。しかし産廃焼却の場合、焼却される産廃は多様であり排ガスは日々大きく変化する。環境影響評価を行う場合は、最も環境負荷が大きくなる条件設定をしたうえで、その後の検討を行うべきである。安全サイドの視点から当然である。今回のアセス資料を精査しても、この条件設定の合理性が窺えず、事業者の恣意により設定されている危険性が高い。事業者の恣意を排除する、条件設定の共通基準を設けるべきである。</p>		
5-31	<p>アセス対象地域の設定方法 現行制度では設定の基準が抽象的で、事業者の恣意的判断が横行する危険がある。例えば、最近行われたJFE社と横浜金沢シンシア社の産廃焼却施設の対象地域の設定範囲の大きさを比べれば、その恣意性は歴然としている。本来、このようなことがあってはならないはずである。市民が対象地域内に居住するか否かで、法的な立場が大きく変わる重要な意味を持つのである。例えば、行政訴訟における原告適格や審査会における意見陳述の資格の有無である。客観性、公正性等の視点から、恣意性を排除した合理的な対象範囲設定の基準を設けるべきである。</p>		
5-32	<p>環境アセスメントはリスクアセスメントとセットにして効力を発揮します。リスクアセスメントについても検討していただきたい。</p>	<p>ご意見として承りました。</p>	<p>H</p>
5-33	<p>アセスメントの位置付け 以前から指摘されていることであるが、開発事業を実行することを前提として審査が行われている感があり、アセスメントと揶揄されているのは公知である。環境保全が第一の視点より開発事業を審査し、基準クリア型の発想ではなく、ベスト追及型の、地域の良い環境は守り悪い環境は改善する強い意識で審査すべきである。金沢地先埋立地の当初の理念(クリーンな無公害工業団地)とは裏腹に、時の経過と共に環境悪化が進んだのはなぜかを検証する必要がある。市の方針として、この埋立地では大気汚染防止の為に進出企業の工業用熱源は電気とガスに限るとしていながら、廃油や灰プラスチック等の焼却により排ガスとしてダイオキシン類やSOX等を排出する、産廃焼却の横浜金沢シンシア社の計画に対するアセス審査では、こともあろうに、行政自ら熱源制限を反故にし、アセス審査会は沈黙のままであったのはなぜか。又、現在稼働している低NOX施設が他に幾つも存在するにもかかわらず、この審査会におけるNOX排出削減の議論では、企業は営利の論理を主張し、審査会は他施設より悪い排出ガス濃度を、結果として容認しているのである。市のNOX基準が未達成であるにもかかわらずである。審査会には規制する権限がないばかりか、逆に事業者や事業を認可した行政への御墨付き付与機関に成り下がっている危険性がある。</p>	<p>個別事業に関するご意見として承りました。なお、環境影響評価制度は、事業者が、事業の実施に当たり環境影響評価を行うことにより、環境に対し適切な配慮がなされることを目的としています。</p>	<p>H F</p>

(6) 制度の広報

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
5-34	市民が真に理解するための、市民への情報提供は重要と思います。しかし現状では、市民が正しくアセス制度を理解し、環境保全に有用な合意形成の場となる理想にはいたっていないと思います。アセス制度の真の目的を理解してもらうよう工夫(条例制度の浸透)が必要だと思います。例えば、説明会などは第三者的な機関として市が立会い、制度説明を担当することもあって良いのではないのでしょうか。	「事前配慮や方法書、準備書、評価書、事後調査の各段階の手續の目的や内容を市民に十分理解してもらえるよう、市は制度の広報に努める必要がある。」旨、新たに答申に記載しました(答申 P13「おわりに」9行目)。	A
5-35	環境に対する市民意識を高め、事業者にとってもやりがいのある市民との情報交流とすることが行政の役割		
5-36	アセスは、なんと言っても、言葉が難しく、一般の市民に寄りかたい制度に見えます。アセスの実施に先立って、行政主催で手続きの説明会を行ったり、もっとツボを押さえた分かり易いテキスト型の説明書を作成すべきです。		
5-37	現在のものを知らないの見直しといってもわかりませんというのが実状です。		

(7) その他

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
5-38	また、市外の施設が市内に及ぼす影響についても、きちんとアセスメントできるようなシステムを構築すべき。 たとえば、横浜市にも多に影響ある藤沢の武田薬品の新研究施設は、逗子の火葬場の何倍もあるような実験動物焼却炉を市街地のどまんなかで作るそうだけど、近隣市民はおるかその空気がながれてくる横浜市栄区の住民の多くはそんなことを知らない。知らないから反対運動もおこりようがない。これは非常におかしい話。この手の実験施設では、海外ではたとえばロシアではタンソ菌が実験棟から漏れて、4km先の住民が64人死亡した事件があったが、4km先といえば、横浜市内も該当するわけだけど、横浜市がこの問題にかかわっていないことが異常に感じる。	地方公共団体の条例は、その管轄する地域に適用されるのが原則ですので、横浜市域外の事業については、その地域に適用される条例等制度に基づいて適切に手續が行われています。なお、市外の事業により横浜市に環境影響が及ぶおそれがある場合には、神奈川県環境影響評価条例等において、必要な措置が講じられます。	E
5-39	市外のバイオ施設(たとえば藤沢・武田薬品)にどうかかわり合いを持つことができるのか、もらい公害に対応するよう条例を整備すべきだと考える。		
5-40	図書館に資料を置くようになってからとても便利になった。今後も続けてほしい。じっくり見ることができる。	行政への評価として承りました。	H
5-41	事業者が、環境アセス手續前に勝手に独自の判断で環境現況調査(事前調査)を行うことを罰則付きで禁止し、そうした事前調査によって得られたデータは無効なものとして明記する。	環境に配慮すべき事項の検討のために、事前に環境現況調査を行うことについては、否定できません。	E
5-42	全体的に、大きな環境影響がある廃棄物処理施設・道路などと、高層建築物の扱いには 自ずと違いがでるべきであると考え。1種、2種の違いのみならず「施設の違い」による審査体制の違いもあってしかるべきと考え。そうでないと、今回出ているような1種逃れの計画がむしろ増えるのではないかと思う。基準を厳しくして「対象案件」を増やすことだけでなく、審査の簡便性などを工夫して「対象案件」を増やすべきと考える。	ご意見は、事業の種類や地域の特性に応じた審査に関する運用上の課題として承りました。	D

5-43	環境アセスメントの手続きに入った事業に対して利害者の異議申し立てがあっても必ず事業認可されている。またアセス審査会の改善意見に対し、財政上の理由から従わない事業も市長は事業認可した。審査会の決定に従わない事業は許欧の可すべきでない	市長が対象事業の許可、認可等を行う場合、環境影響評価の審査結果に配慮しますが、許認可の制度上、基準を満たすものについては許認可をしなければなりません。	E
5-44	環境影響評価法における33条の2の2 横断条項市条例においても、法にある横断条項と同趣旨の規定を設けるべきである。いうまでもなく個別取締法による形式的適法性による許可ではなく、最終的に環境適合性からの判断が加えられ許可が決定されるべきである。		
5-45	横浜市と隣接市に区域がまたがる事業(道路、鉄道、面開発ほか)について、どちらの自治体のアセス条例を適用するのか、考え方を明確にされることを望みます。	地方公共団体の条例は、その管轄する地域に適用されるものであり、ご意見のような場合には、個別に自治体間で協議すべきと考えます。	E
5-46	市主導で他事業や地域計画との調整をするなど。		
5-47	何かあったときに、誰がどう責任を取るのか明確にすること(行政側含む)	現在でも事業者、横浜市、市民の責務を明らかにした上で、手続を定めています。また、審議経過は逐次公開されています。	F
5-48	評価を誰が行ったのか開示すること。できれば複数の評価者・評価機関に評価を行わせて信憑性・蓋然性を担保すること。		
5-49	近年の企業のCSRや、行政の説明責任を踏まえ、アセス条例の対象とならない規模であっても、事業者が自主的に申し出て行う「自主的環境アセスメント」について、条例に位置づけられることを望みます。	環境影響評価制度は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を対象としています。対象規模要件以下の事業についてのご意見として承りました。	F H
5-50	アセス図書の保存公開 市の中央図書館や神奈川県立川崎図書館には一部のアセス図書が保存公開されているが、市で実施されたアセスについては全て、アセスの記録として後にも市民が調査閲覧可能なように保存公開すべきである。	図書については、横浜市環境創造局環境影響評価課で保存され、市民等からの申し出により閲覧しています。	F
5-51	アセス条例逐条解説 環境影響評価法には逐条解説が発行されている。しかし市条例には解説がなく条例の解釈を正しく行う手段が存在しない。他の都市のアセス条例には逐条解説が発行されているものもあり横浜市も発行すべきである。	条例や技術指針の解説については、制度に関する運用上の課題として承りました。	D
5-52	評価項目の選定や調査等の企画を適切に行えるように、技術指針の解説書を望みます。		
5-53	保全措置において、安易に担保性の不明確な代償を認めない、というスタンスを明確にする必要があります。	環境保全措置については、個々の事業ごとに調査審議されています。	F
5-54	アセス図書に記載される文書の公正性 横浜金沢シンシア社が発行し横浜市が市民に縦覧した環境影響評価図書には、内容の公正性が疑われる部分が多数ある。例えば、シンシア社環境影響評価書508頁から518頁に記載される市民意見による誤りの指摘や、データの既存資料と現地調査資料との区別の誤り等多数。一般市民は、縦覧される資料は公正なものだと判断し事業計画を理解するのであり、不正な資料が市民に縦覧されることのないようにする仕組みが必要である。	個別事業へのご意見として承りました。なお、環境影響評価は、事業者、横浜市、市民の責務を明らかにした上で、手続を定めています。	H F

5-55	<p>2009年6月30日の「神奈川新聞」は、防衛省南関東防衛局が米軍住宅の増設を検討している米軍池子住宅地区横浜市域(金沢区)において、環境影響評価手続前にも係わらず勝手に環境現況調査(事前調査)を進めていることを報道している。防衛省は沖縄の辺野古においても同様の事前調査を行い、沖縄県環境影響評価審査会に批判されている。正式のアセス手続に則らずに行われているこれらの調査は、環境影響評価の趣旨を無視し、当該地域の環境を攪乱するものである。にもかかわらず、同記事によれば、横浜市環境影響評価課は「(同局からは)何の報告も受けていない。事前調査を禁止する規定はないので、止めることはできない」と述べているという。これが事実であれば、貴課は、市民や環境保全、地方自治の趣旨を軽視していると言わざるを得ない。環境影響評価の趣旨に反する行為が行われていることが現に報道されたのだから、貴課はただちに同局に問い合わせ、行為の中止を要求すべきである。そして、事業者が、環境アセス手続前に勝手に環境現況調査(事前調査)を行うことを罰則付きで禁止する規定を設け、そうした事前調査によって得られたデータは無効なものと明記することが必要である。</p>	個別事業へのご意見として承りました。	H
5-56	<p>環境影響審議会の事務局をされている貴課に質問いたします。アセス審議会と評価委員会、都市計画審議会が全く反する結論が出た事について如何にお考えですか。単に開発手続きの要件を満たすだけの環境アセスならば、不要ではありませんか。環境アセスの結論が否認されたのです。この事から何を学び、今後に活かしてゆくのか検討なさいましたか。アセス会長からも事務局からも、なんの弁明もありませんでした。制度そのものを見直しそれに相応しい組織に変更されるよう要望いたします。</p>		
5-57	<p>私共は、アセス委員会の推移をみて、非常な危機感を持ち、開発反対の署名活動を行いました。多くの市民の皆様の賛同が得られ短月日に92,000筆に達し、市長と市議会議長に提出いたしました。又東急の計画を法令、市の条例、指針、統計に基づいて徹底的に調査、検討を行いました。その結果東急がいう薔薇色のニュータウン計画ではなく地域破壊のニュータウン計画である事が判明しました。この事を市の担当部局に根気良く説明し、又市議会に対して超党派で(自民党から共産党まで)働きかけ議会で21人の議員さんが質問してくれました。これらが総合的に功を奏したのでしょうか。市の評価委員会は一昨年環境アセスの結論とは180度異なる結論を出し、一昨年9月の都市計画審議会でも全員一致で東急の計画を不採用と決しました。</p>		
5-58	<p>形だけのものにならないように。特に地下水等の情報を定期的に公開</p>	横浜市に対するご意見として承りました。	H
5-59	<p>これまで、地下鉄4号線、環状北西線の環境アセスの説明会に出たが、細かい説明になるとコンサルに丸投げしているような印象を受ける。環境アセスの主管部門はしっかり内容を把握して、市民に説明してほしい。</p>		
5-60	<p>街の発展で最初の都市計画による土地利用計画通りにゆかなくなると、無計画に変更され結果として無秩序な街になっている。これを現状に即した計画にするために、上記の見直しは環境アセスメントの厳密な実行を条件に可能である。</p>	ご意見として承りました。	H

5-61	<p>あと、横須賀にきている原子力艦に事故が起きた時の横浜に与える影響のアセスは必要なのではないのでしょうか。神奈川県は今後高い確率で大地震もあるといわれている＝原子力艦の津波被災も考えられますし。</p> <p>ついでに、地震といえば、渋谷区では老人が住む住宅の耐震補強の無料化を行ったそうですが、安価な方法で横浜市も考えられないのでしょうか。最近は一部屋補強やテープ補強など安価な補強方法も出てきているという話をききますが。</p>
------	--

■ 6 環境影響評価法等との関係

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
6-1	今回の見直し作業は、とてもタイムリーで意義があると思います。あとは、是非スピード感を持って見直しを実施していただきたい。	中間とりまとめに対する賛同のご意見として承りました。	H
6-2	現在環境省に設置されている環境影響評価制度専門委員会における議論の動向との整合が取れる内容で今後取りまとめをしていただきたい。	「法改正の動向に留意する必要がある。」旨、答申に記載しています(答申 P12「環境影響評価法等との関係」の実線枠内 7行目。)	B

■ 7 その他

(1) 中間とりまとめ・アンケート等に関すること

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
7-1	そもそも、見直しについて、「検討する必要がある。」などの表現で終始していて、あいまいと感じた。いつまでに、どのように検討するのかが、具体的なことが決まらなかったのならば、この会を開くのにかけた時間と費用が無駄になると思う	審議結果は、今後の横浜市の制度見直しの方向性について当審議会の考え方を示したものです。具体的な手続等については、答申を踏まえて今後横浜市が定めます。	C
7-2	全般的にあいまな表現で(「～が必要である」とか、「～が望ましい」とか)、何が問題で、どうすべきなのか、誰がやるのか、いつまでにやるのか、よくわからなかった。		
7-3	根本的に、何を決めて何を報告しているのか、わかりにくい。あえて表現をぼかしている気さえする。 ⇒特に、制度のあり方の検討についての主な視点として、『②事業者と市民との適切なコミュニケーションが図られる制度』、『③市民により分かりやすく、効果的、効率的な審査が行われる制度』と挙げているが、この報告書自体がまったくわかりにくい。この報告書で市民にわかりにくいのであれば、それにならうアセスメントがわかりやすくなると思えない。私は大学で環境アセスについて少し学んでいるからわかるが、本当に市民の方にわかりやすく、とするならば、中学生が読んでわかるくらいの文章表現にしていきたい。		
7-4	中間とりまとめ後、このように提案した意見がどのように反映されるのか、次のとりまとめに対しても意見や情報募集がどのようになされるのか、素案自体に書き込んでほしいです。	答申を作成するに当たっての参考とするため、中間とりまとめに対して意見募集を行いました。寄せられたご意見に対する考え方は、横浜市のホームページで公表します。答申には、中間とりまとめを公表し、寄せられた意見を参考に答申を作成した旨、記載しました(答申 P1「はじめに」9行目)。	A
7-5	中間とりまとめを誰が作ったのか、メンバー全員と行政担当者の方が名前が別サイトを見ないとわからない。こうした募集の際は素案の一番最初に作成者の名前や肩書を明記すべきだと思います。メンバーへの謝礼や調査にかかった費用なども含め、このプロジェクトにかかった経費や予算書なども添付してくれるとなお市民にわかりよいと思います。	当審議会は、環境影響評価制度検討部会を設置して検討を進めてきました。答申には部会委員の氏名を記載しました(答申 P18「環境影響評価制度検討部会委員名簿」)。	A
7-6	申し訳ありませんが話は聴いたようですが無時間見たいで理解不足です。区役所へ行っても色々資料が大きくあり棚に別棚に差し込みしては(ランク付けして棚に入れては)	アンケートに関するご意見として承りました。	H
7-7	情報の提供とか説明とか専門的で私たちには理解がむずかしい。意見提出の方法も一般的でない。余程関心の強い人でないと気づかない(どこで受付するか)言葉も専門的でむずかしい。○×式だと助かる		

(2) 他制度等に関すること

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
7-8	「生物多様性」面からは、ホテルや両生類等の生息環境は、開発事業による影響よりも、地域の営農環境や河川流域全体で取り組むことが求められます。	生物多様性の保全に関するご意見として、承りました。 なお、当審議会では、今回、横浜市生物多様性地域戦略策定の基本的な考え方についても答申しています。	G
7-9	環境アセスメント制度の対象になるような大規模な事業は今後少なくなっていくと思う。小規模な開発事業が連続して行われて大きな緑地が失われてきた経過を考えると、質問3で記入させてもらったように、全国で見れば希少性は低くても市街化の進んだ横浜市では身近にいた小動物の生息場所として重要な湧水点、その周辺の緑地、河川沿いの緑地、水田、まとまった畑などの改変全体に対して制限する力のある地域地区指定を法的なものとして行うべき時期に来ている。生物生息場所の創出、復元はある程度できるとしても種の供給地としての良好な自然が失われてしまうと都市全体の生物多様性の向上は困難になるのは明らかだと考えます。 環境アセスメント制度の仕組みが事業者による法令の範囲内でのセルフコントロールである以上、横浜市の地域特性に応じた拘束力のある条例等で規定した環境配慮の仕組みを拡充することなしでは環境保全は進まないと思う。		
7-10	環境都市横浜としての、上位計画、意志をしっかりさせることがなければ、わずかに残る自然環境もなくなってしまうことになる。	横浜市の環境施策に関するご意見として、承りました。なお、当審議会では、今回、環境行政の機軸である横浜市環境管理計画の改訂についても答申しています。	G
7-11	行政内の環境教育を徹底させ、環境を優先させる土壌を作る	環境教育に関するご意見として承りました。	G
7-12	さらに、日本の専門家だけでなく、世界の環境先進国の最新状況や専門家の意見も市民が気軽に知ることができるようにすべき。環境問題は、日本は海外に数十年遅れている場面が多い。海外で規制されていることが日本でなされていなかったり、規制値が大幅に異なることについてもっと敏感になるべき。世界各国の規制値比較表や、海外政府や自治体の規制状況のリンク一覧などもネット上で作ってほしい。	環境情報の提供についてのご意見として承りました。 なお、横浜市は、環境に関する分野毎に独自にWebページを設け、様々な情報の提供を図っています。	G
7-13	新たな枠組みによる線引きをもう一つのグリッドとして市内全域図作成を提案したい。市民にとっても新規事業者誘致活動がどれだけ重要なことであるのかアピールが不足している。事業者が考える事業がどこであれば進めることができるのかを事前の更に事前に地図から判断できるようにしてあげて欲しい。審査回数の軽減、空き地対策等効果的な目的に沿うもの。	横浜市のまちづくりや土地利用等に関するご意見として承りました。	G
7-14	質問3で提案した新グリッドマップによって解消できる。		
7-15	まず、「新規事業者誘致」が絶対的に重要事項であることをが前提。市はどこであればこれらの事業者を誘致できるのか？また、できるようにするためのインフラ等の整備を集中して行えるかにかかっていると考え。そして、集中地域指定において事前に市民との合意を取り付けければよい。		
7-16	重ねて申し上げますが、審査から始まることがおかしい。市が事業者へ新規誘致集約地域情報を広く流してあげることが大事。市は受身ではだめ。事前になら成り立つのか教えてあげるべきである。		

7-17	これ以上のまとまった緑地環境の減少にはどめをかけるために、横浜市の特長として生物の生息環境として重要な地域、地区を予め定期的な自然環境調査、市民、専門家意見に基づき指定して、こうした地域地区では、既成市街地よりも自然環境への配慮を行わなければならないような制度を設ける。		
7-18	市街化調整区域等において、民有地の土地利用計画の将来像について、地域の市民合意形成が定まっていないことが大きな課題といえます。		
7-19	健全な都市の発展には、適切な土地利用転換や社会経済的な枠組みが必要です。		
7-20	町づくりの基本概念に環境(緑地)保全の立場をどう貫くのか明確にすべき。		
7-21	廃棄物処理施設のような環境汚染源となりうる事業が一定地域に集中しないように規制を設ける。		
7-22	大量の実験動物を使用、または焼却処理する事業の立地には斎場に匹敵する条例を制定して規制する。		
7-23	法地の開発など、市内でのミニ開発に対して、市は簡単に許可を出している。景観や地滑りの危険など許可を出す前に市民の意見を聴く機会をもうけるべきだ。		
7-24	廃棄物処理施設について最終処分場(新海面)の受入基準。特に大量に搬入される建設発生泥土の改良土受入は将来の環境影響を考えて中性改良土とすべきである。ただし石膏による改良土は硫化水素の発生があるため禁止とすべきであります。	横浜市の海面埋立てに用いる建設発生土については、その搬入に当たっての受入基準を定めています。	G

(3) その他

No.	寄せられた意見	審議会の考え方	区分
7-25	全てコンクリートから人という時代であること	ご意見として承りました。	H
7-26	従来は私たちの知らないうちに条例が作られ、気が付いた時には大方出来上がっていて、その言葉も専門的、反対したり意見も出せないうちに出来上がっていて何を申し述べたところで効果もない・・・あきらめだけ。 政治と市民とは別物か。最近、肺の患者が増える。特に鶴見地区・・・と聞く。原因は何か。わかったら知らせて下さい。		
7-27	道路事業です。何十年も同じ事を言われ、10年も15年も反対しても何の効果もなく、そのうち病気になったり死んでしまいます。政治とは何ですか。事業種分けのように真白にして最初から取組直して下さい。		
7-28	開発により大きな災害等をもたらす次の事業は緊急に見直すべきである。すなわち、地質断層群・天然ガス田・地下水流・ヨード質地下水鉱泉を地盤条件とする地域での地下高速自動車道・地下電気鉄道の建設		
7-29	東海巨大地震・南海巨大地震の発生が2012～2013年(+2年)に切迫しています。地震・津波環境の影響評価を検証すれば、開発による自然破壊と過剰生産による危険エネルギーの堆積を結果しています。乱開発の成果、ルールなき経済活動の成果は「地球温暖化」を含めて人類に例のない不幸をもたらすことになりかねません。宅地等の乱開発は、埋蔵文化財の破壊で日本の原始・古代史をも無にしつつあります。		